

「新型インフルエンザ」及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある「新感染症」への対策

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備

(1) 行動計画等の作成

① 国、都道府県、市町村の行動計画の作成

行動計画作成にあたって、議会報告

② 指定公共機関(電力、ガス、医療、輸送等を営む法人)・指定地方公共機関の指定・業務計画の作成

都道府県、市町村の対策本部の設置に必要な事項は条例化

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における特定接種(医療関係者、社会機能維持事業者の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

(5) 海外発生時に水際対策の的確な実施

登録事業者(指定地方公共機関を含む。)の登録

前

発生

(厚労相が感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症」/「新感染症」に位置付け、政府は新型インフルエンザ等対策本部設置)

政府対策本部「基本的対応指針」の策定・公示

患者等に対する

医療等の実施

特定接種実施に必要な協力の要請

の要請

【患者・疑い患者の数が少ない等段階】感染症法上の措置を適用

緊急事態

政府対策本部による期間・区域・概要の公示(2年以内)

指定区域の都道府県の知事は「特定都道府県知事」として緊急事態措置

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」の際の措置

① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示

② 住民に対する予防接種の実施

③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設、土地の使用等)

④ 物資・資財の供給の要請

⑤ 緊急物資の運送の要請・指示

⑥ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

⑦ 埋葬・火葬の特例

⑧ 生活関連物資等の価格の安定

⑨ 行政上の申請期限の延長等

⑩ 政府関係金融機関等による融資 など

損失補償

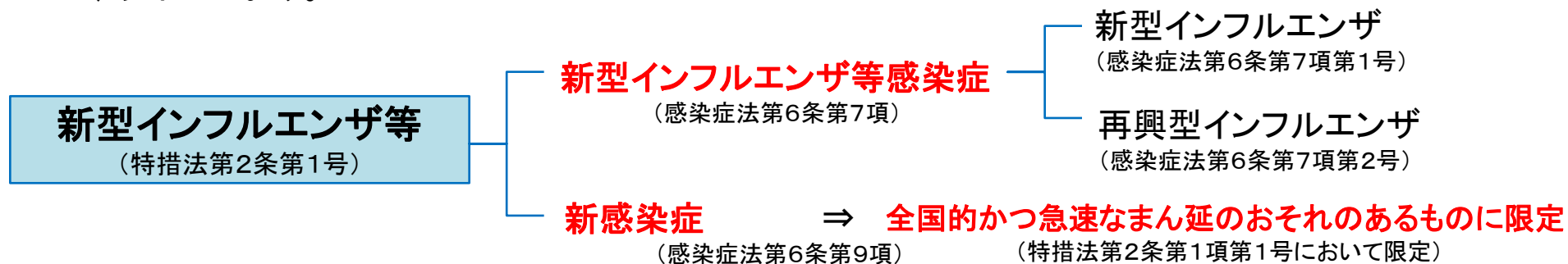
損害補償

後

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病について【第2条】

- 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、今般新たな法律を設けたところ。
- 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところ。

※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、以下のとおり。



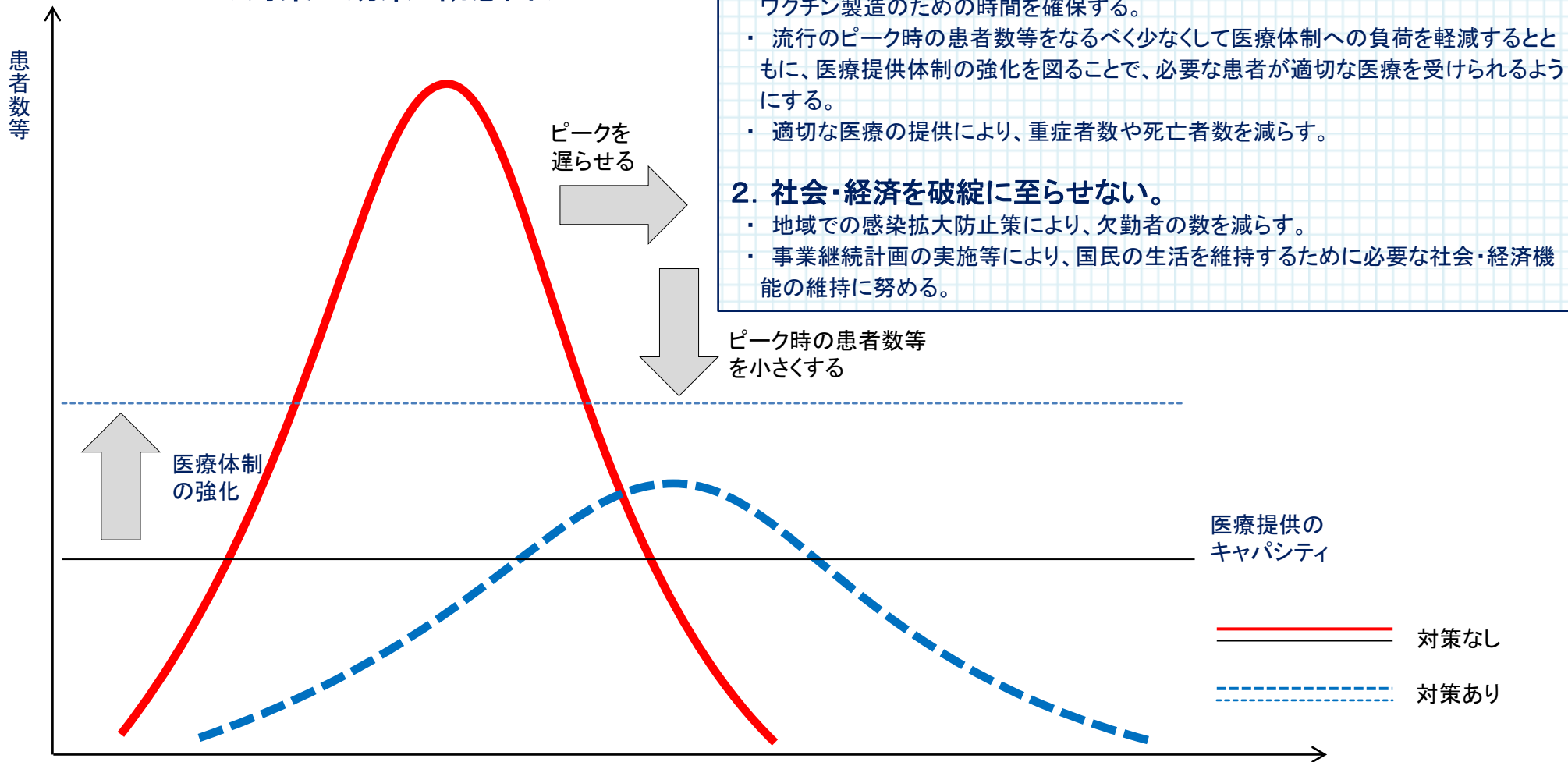
<対策実施上の留意事項>

- 特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、発生するまで具体的な特徴等が分からず、その正確な知見を得るまでには相応の時間が必要である。
そのため、実際の対策は、発生当初の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施し、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
- 行動計画は、新型インフルエンザ等は未知の感染症であるが、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染を念頭にしつつ、さまざまな状況に対応できる対策の選択肢を示すものとする。
- SARSのような新感染症が発生した場合、治療薬やワクチンも無い可能性が高いため、公衆衛生対策がより重要となる。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒ この目標を実施するべく、迅速な対策のための明確な体制を構築する。

< 対策の効果 概念図 >



1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークをなるべく後ろにずらし、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 社会・経済を破綻に至らせない。

- ・ 地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の実施等により、国民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

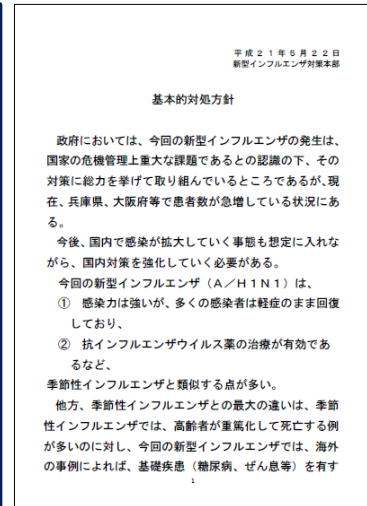
行動計画と基本的対処方針について【第6、18条】

行動計画について(第6条)

- **新型インフルエンザ等の発生に備え、新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、政府、都道府県、市町村が、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を定めるもの(第6～8条)。<特に、政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、外国において発生した段階、国内において発生した段階に区分して定めることとされている。(6条第3項)>**
- **実際に発生する新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴などを予測することは不可能であるため、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合等様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。**

基本的対処方針について(第18条)

- **新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部長が、行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として実際に講じる対策についての基本的な方針を定めるもの。<基本的対処方針では、新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実、対処に関する全般的な方針、対策の実施に関する重要事項を定めることとされている。(第18条)>**
- **発生した新型インフルエンザ等の病原性・感染力等のウイルスの特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、具体的に実施すべき対策を選択し決定する。**
- **新型インフルエンザ等の発生時、都道府県・市町村対策本部は、政府対策本部長が定める基本的対処方針及びその行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施。**



【例】「基本的対処方針」(2009年5月22日付け新型インフルエンザ対策本部)

新型インフルエンザ等対策(第2条第2項)

政府対策本部が設置された時から廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針 国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	対策の総合的な推進に関する事項 都道府県が実施する措置に関する事項 ・ <u>新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査</u> ・ <u>新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供</u> ・ <u>感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置</u> ・ <u>医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置</u> ・ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	対策の総合的な推進に関する事項 市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	<u>新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項</u>	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
	地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告及び都道府県議会に報告、内閣総理大臣は必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告及び市町村議会に報告、知事は必要な場合は助言・勧告

指定(地方)公共機関について【第2、3、9、47、52～54条】

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の
的確な実施は困難



指定(地方)公共機関
による協力が必要

○新型インフルエンザ等対策は、基本的に国、都道府県、市町村が実施すべきもの
⇒ 実施事項は多岐にわたり、必要な全ての資源、機能を常に自ら用意することは困難

○公益的事業を営む法人は、その社会的責務を有している
⇒ 危機発生時にその本来的な業務を通じて特別の社会的責務を
果たすことが期待される

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関(第2条第6号)

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○ 指定地方公共機関(第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定(※)するもの

○ 義務等

①責務(第3条第5項、6項)

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

②業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表(第9条)

③業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検(第10条)

④政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ)(第20条第1項、第33条第1項)

都道府県対策本部長による総合調整、指示(第24条第1項、第33条第2項)

⑤国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる(第27条)

総合調整、指示(第20条、第33条)

「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

指定(地方)行政機関の権限として、新型インフルエンザ等対策の実施に関して、
 ○その所掌事務又は業務に係る必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等(第10条)
 ○必要なその管理に属する施設及び設備を整備等(第10条)
 ○政府行動計画に基づいた訓練の実施努力(第12条)
 ○都道府県対策本部長からの必要な要請(第24条)
 ○緊急の必要の場合、指定公共機関である運送業者に対する緊急物資の運送等の要請(第54条)
 などがある。

指定行政機関		指定地方行政機関
内閣府		沖縄総合事務局
国家公安委員会		
警察庁		管区警察局、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部
消費者庁		
総務省	消防庁	総合通信局、沖縄総合通信事務所
法務省		地方入国管理局
外務省		
財務省	国税庁	財務局、福岡財務支局、税関、沖縄地区税関、国税局、沖縄国税事務所
文部科学省		
厚生労働省	検疫所 国立感染症研究所	地方厚生局、都道府県労働局
農林水産省	動物検疫所 林野庁 水産庁	地方農政局、北海道農政事務所
経済産業省	資源エネルギー庁 中小企業庁	経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所
国土交通省	観光庁 気象庁 海上保安庁	地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部
環境省	原子力規制委員会	地方環境事務所
防衛省		地方防衛局

指定公共機関

参考

業種	事業者名	
医療	独立行政法人労働者健康福祉機構	
	独立行政法人国立病院機構	
	独立行政法人国立国際医療研究センター	
	日本赤十字社	
	社団法人日本医師会	
	公益社団法人日本薬剤師会	
	公益社団法人日本看護協会	
	社団法人全日本病院協会	
	社団法人日本医療法人協会	
	社団法人日本病院会	
	一般財団法人化学及血清療法研究所	
	北里第一三共ワクチン株式会社	
	武田薬品工業株式会社	
	グラクソ・スミスクライン株式会社	
	塩野義製薬株式会社	
	第一三共株式会社	
	中外製薬株式会社	
	株式会社ジェイ・エム・エス	
	株式会社トップ	
	テルモ株式会社	
	ニプロ株式会社	
	一般社団法人日本ワクチン産業協会	
	社団法人日本医薬品卸業連合会	
	電気	沖縄電力株式会社
		関西電力株式会社
		九州電力株式会社
		四国電力株式会社
中国電力株式会社		
中部電力株式会社		
東京電力株式会社		
東北電力株式会社		
北陸電力株式会社		
北海道電力株式会社		
電源開発株式会社		
日本原子力発電株式会社		

業種	事業者名
ガス	大阪瓦斯株式会社
	西部瓦斯株式会社
	東京瓦斯株式会社
	東邦瓦斯株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社
	四国旅客鉄道株式会社
	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社
	東京地下鉄株式会社
	東海旅客鉄道株式会社
	西日本旅客鉄道株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	小田急電鉄株式会社
	近畿日本鉄道株式会社
	京王電鉄株式会社
	京成電鉄株式会社
	京阪電気鉄道株式会社
	京浜急行電鉄株式会社
	首都圏新都市鉄道株式会社
	西武鉄道株式会社
	東京急行電鉄株式会社
	東武鉄道株式会社
	名古屋鉄道株式会社
	南海電気鉄道株式会社
	阪急電鉄株式会社
	阪神電気鉄道株式会社
	貨物運送
西濃運輸株式会社	
日本通運株式会社	
福山通運株式会社	
ヤマト運輸株式会社	
空港管理	新関西国際空港株式会社
	中部国際空港株式会社
	成田国際空港株式会社

業種	事業者名
航空	全日本空輸株式会社
	日本航空株式会社
水運	オーシャントランス株式会社
	商船三井フェリー株式会社
	新日本海フェリー株式会社
	太平洋フェリー株式会社
	マルエーフェリー株式会社
	株式会社商船三井
	川崎汽船株式会社
	日本郵船株式会社
	旭タンカー株式会社
	井本商運株式会社
	上野トランステック株式会社
	川崎近海汽船株式会社
	近海郵船物流株式会社
	栗林商船株式会社
	鶴見サンマリン株式会社
日本海運株式会社	
琉球海運株式会社	
金融	日本銀行
報道	日本放送協会
通信	日本電信電話株式会社
	東日本電信電話株式会社
	西日本電信電話株式会社
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	KDDI株式会社
	ソフトバンクテレコム株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	
ソフトバンクモバイル株式会社	
郵便	日本郵便株式会社

他制度において指定公共機関に指定されている事業者(災害対策基本法、国民保護法関係)

参考

青字: 国民保護法のみ指定公共機関 赤字: 災害対策基本法のみ指定公共機関 黒字: 両法共通 (平成25年2月18日現在)

指定公共機関

業種	事業者名	業種	事業者名	業種	事業者名
医療	日本赤十字社	道路管理	東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社	水運	オーシャントランス株式会社 株式会社フェリーさんふらわあ 株式会社名門大洋フェリー 商船三井フェリー株式会社 新日本海フェリー株式会社 太平洋フェリー株式会社 阪九フェリー株式会社 マルエフェリー株式会社 宮崎カーフェリー株式会社 井本商運株式会社 川崎近海汽船株式会社 近海郵船物流株式会社 栗林商船株式会社 琉球海運株式会社
電気	沖縄電力株式会社 関西電力株式会社 九州電力株式会社 四国電力株式会社 中国電力株式会社 中部電力株式会社 東京電力株式会社 東北電力株式会社 北陸電力株式会社 北海道電力株式会社 電源開発株式会社 日本原子力発電株式会社	道路旅客・貨物運送	ジェイアール九州バス株式会社 ジェイアール四国バス株式会社 ジェイアール東海バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社 ジェイアールバス東北株式会社 ジェイ・アール北海道バス株式会社 中国ジェイアールバス株式会社 西日本ジェイアールバス株式会社 小田急バス株式会社 神奈川中央交通株式会社 近鉄バス株式会社 京王電鉄バス株式会社 京成バス株式会社 京阪バス株式会社 京浜急行バス株式会社 国際興業株式会社 西武バス株式会社 東急バス株式会社 東都観光バス株式会社 東武バスセントラル株式会社 南海バス株式会社 日本交通株式会社 阪急バス株式会社 阪神バス株式会社 三重交通株式会社 名阪近鉄バス株式会社 佐川急便株式会社 西濃運輸株式会社 日本通運株式会社 福山通運株式会社 ヤマト運輸株式会社	金融	日本銀行
ガス	大阪瓦斯株式会社 西部瓦斯株式会社 東京瓦斯株式会社 東邦瓦斯株式会社	空港管理	新関西国際空港株式会社 中部国際空港株式会社 成田国際空港株式会社	報道	日本放送協会 朝日放送株式会社 株式会社TBSテレビ 株式会社テレビ朝日 株式会社テレビ東京 株式会社フジテレビジョン 株式会社毎日放送 関西テレビ放送株式会社 中京テレビ放送株式会社 中部日本放送株式会社 東海テレビ放送株式会社 名古屋テレビ放送株式会社 日本テレビ放送網株式会社 讀賣テレビ放送株式会社 大阪放送株式会社 株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ 株式会社日経ラジオ社 株式会社ニッポン放送 株式会社文化放送 東海ラジオ放送株式会社
鉄道	北海道旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 四国旅客鉄道株式会社 九州旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社 小田急電鉄株式会社 近畿日本鉄道株式会社 京王電鉄株式会社 京成電鉄株式会社 京阪電気鉄道株式会社 京浜急行電鉄株式会社 相模鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京急行電鉄株式会社 東武鉄道株式会社 名古屋鉄道株式会社 南海電気鉄道株式会社 西日本鉄道株式会社 阪急電鉄株式会社 阪神電気鉄道株式会社	航空	ANAウイングス株式会社 株式会社スターフライヤー 株式会社ジャルエクスプレス スカイネットアジア航空株式会社 スカイマーク株式会社 全日本空輸株式会社 日本航空株式会社 日本トランスオーシャン航空株式会社 北海道国際航空株式会社	通信	日本電信電話株式会社 東日本電信電話株式会社 西日本電信電話株式会社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 KDDI株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ ソフトバンクモバイル株式会社
				郵便	日本郵便株式会社

指定地方公共機関(青森県)

業種	事業所名
医療	公益社団法人青森県医師会
ガス	青森ガス株式会社 八戸ガス株式会社 弘前ガス株式会社 十和田ガス株式会社 五所川原ガス株式会社 黒石ガス株式会社 社団法人青森県エルピーガス協会
運輸	十和田観光電鉄株式会社 弘南鉄道株式会社 津軽鉄道株式会社 青い森鉄道株式会社 南部バス株式会社 下北交通株式会社 弘南バス株式会社
道路管理	青森県道路公社
道路旅客・貨物運送	社団法人青森県トラック協会
報道	青森放送株式会社 株式会社青森テレビ 青森朝日放送株式会社 株式会社エフエム青森

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、県の指定地方公共機関については、同法に基づく「指定公共機関」、災対法・国民保護法に基づく県の指定地方公共機関を参考にして、指定に係る手続きを進める。

※この他、独立行政法人が指定されている。
太字は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく指定公共機関の予定法人。

登録事業者、指定(地方)公共機関の関係

全事業者

登録事業者

現行の国行動計画上の「社会機能の維持に関わる事業者」

指定(地方)
公共機関

指定(地方)公共機関

- 指定公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(災害対策基本法、国民保護法においても類似の制度がある。)
- 国が指定公共機関を、都道府県知事が指定地方公共機関を指定し、業務計画(新型インフルエンザ対策においては、事業継続計画に相当すると考えられる。)作成義務等を課す一方、行政機関の長等に対し応援要請等ができることとしている。

登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。(第28条第1項)

登録事業者の責務

新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努める。(第4条第3項)

登録事業者と特定接種との関係

登録事業者の医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者に対して、臨時の予防接種(特定接種)を行う。(第28条第1項)

登録事業者 (業務に関しては、指定(地方)公共機関よりも緩やかな枠組み)

- 登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。⇒ 小規模な診療所などについても、特定接種に係る事前登録を行うことを想定

【国の行動計画上の記載】

社会機能の維持に関わる事業者

医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等は、発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である(P12)

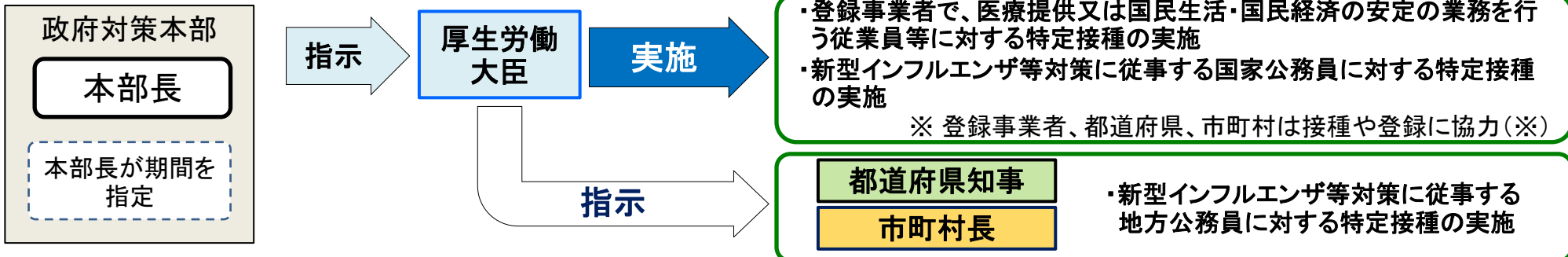
医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対しては、事業の継続が社会的に求められているため、ワクチンの先行接種等の支援を行う。(P24)

登録事業者に対する特定接種について【第28条】

接種の流れ

特定接種(対象...登録事業者の従業員等) 登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示

※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種

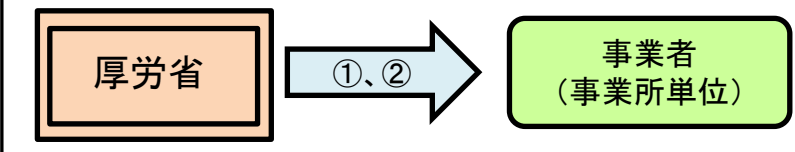


※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の協力を想定。特定接種対象者や接種体制などの詳細は検討中。

登録事業者に対する特定接種のイメージ

※原則として集団的接種を実施。

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合



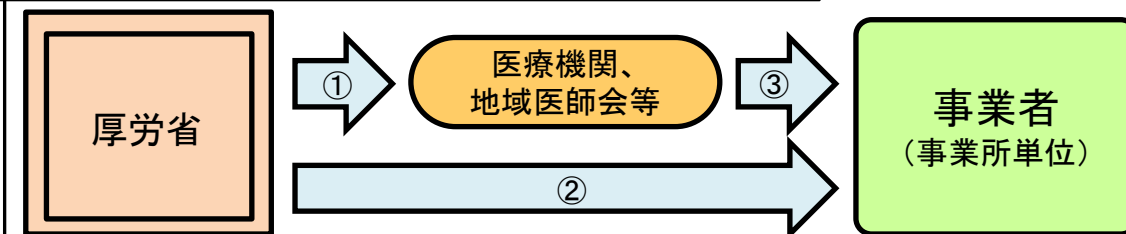
①協力依頼、委託等

都道府県等による協力

②接種の実施

※事業者は、企業内診療所を活用し接種。

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



①医療機関、地域医師会等への委託
集団接種会場の確保等に係る協力依頼等

②接種日、接種場所の連絡

③接種の実施

都道府県等による協力

住民に対する予防接種について【第46条】(接種体制・実施主体)

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種

緊急事態宣言が行われる(病原性が高い)

特措法の住民に対する予防接種

緊急事態宣言が行われていない(病原性が高くない)

予防接種法の臨時の予防接種(特に「新・臨時接種」)

政府対策本部

対象者・期間について、基本的対処方針に規定

厚生労働大臣

都道府県知事

指示

市町村長

・住民に対する予防接種の実施
※ 国・都道府県は接種に協力

予防接種法第6条

※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法の一類疾病相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

特措法上の予防接種に関する体制・接種場所等について

住民に対する予防接種に関する体制

	緊急事態宣言が行われている	緊急事態宣言が行われていない
対象者	全国民	
特措法	第46条(住民に対する予防接種)	
予防接種法	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項)
実施主体	市町村	
接種費用	公費負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種	
接種体制の構築	原則として、学校、保健センターなど公的施設で接種	
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施	
予約	原則として、市町村で一元化して予約	
先行接種	新型インフルエンザ等対策有識者会議において検討中	
優先接種	新型インフルエンザ等対策有識者会議において検討中	
供給体制	政府保有・購入したワクチン流通を都道府県ごとに管理、原則10パイアル	

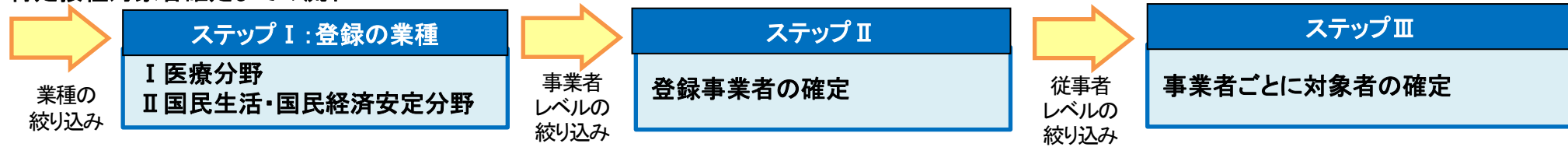
対象者の接種場所の設定について

見直し意見書+考えられる接種場所(案)

医療従事者	医療機関
入院患者	医療機関
基礎疾患有するハイリスク者	保健所、保健センター、学校などの公的施設、または、医療機関
在宅医療の受療中の患者	医療機関、当該患者の家
施設入所者	入所施設
事業所に従事する者(登録事業者以外の一般の事業者も含む)	保健所、保健センター、学校などの公的施設、または、事業所 ※登録事業者は特定接種として接種する場合あり
学生(中学生・高校生等)	保健所、保健センター、学校などの公的施設
その他一般住民	保健所、保健センター、学校などの公的施設

「特定接種」とは、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、そのような業務に従事する者に対し、住民に先んじて行われる予防接種である。※特定接種が全て終わらなければ、住民接種が開始できないというものではない。

特定接種対象者確定までの流れ



ステップⅠ:登録の業種

…登録対象と考えられる業務を有する業種・職種については、以下のものが考えられる。

類型		業種・職種	
分野医療	新型インフルエンザ等医療型	新型インフルエンザ等医療に従事する者(医療機関・薬局)	グループ ①
	重大・緊急医療系	生命健康に重大・緊急の影響がある医療に従事する者(医療機関)	
新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員		一定の基準に該当する業種(注1)⇒都道府県(市町村)対策本部本部員・事務局職員、地衛研／保健所／市町村保健センターの職員、市町村保健師、議会議員・事務局職員	グループ ②
国民生活・国民経済安定分野	介護・福祉型	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉事業所	グループ ③
	指定公共機関型	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(業務同類系)	医薬品・化粧品等卸売業、医薬品製造業、医療機器修理業・医療機器販売業・医療機器賃貸業、医療機器製造業、映像・音声・文字情報制作業、ガス業、銀行業、空港管理者、航空運輸業、水運業、通信業、鉄道業、電気業、道路貨物運送業、道路旅客運送業、放送業、郵便業	
	指定同類型(社会インフラ系)	金融証券決済事業者、石油・鉱物卸売業、石油製品・石炭製品製造業、熱供給業、	
その他の登録事業者		飲食料品卸売業、飲食料品小売業、各種商品小売業、食料品製造業、石油事業者、その他の生活関連サービス業、その他小売業、廃棄物処理業	グループ ④

(注1)※指定公共機関型の事業者と同様の業務を行う公務員については、指定公共機関型と同順位とする。

※上下水道、河川管理・用水供給、工業用水道の業務を行う公務員については、公共性・公益性から整理し、指定公共機関型と同順位とする。

※医療分野、介護福祉型、その他の登録事業者と同様の業務を行う公務員についてはそれぞれ民間の事業者と同順位とする。

ステップⅡ：登録事業者

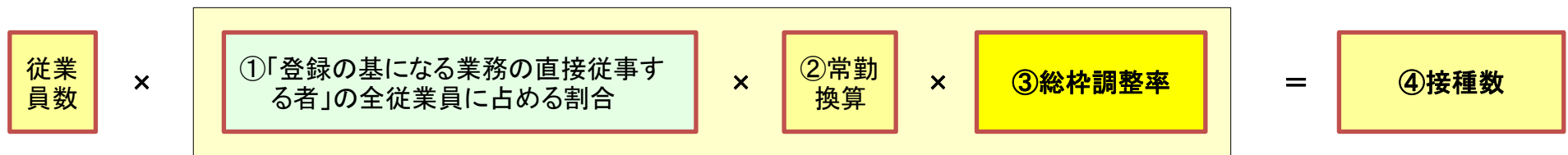
■接種体制基準

特定接種を迅速に進め、住民接種をできる限り早く実施するため、事業者に接種体制整備（産業医の選任（※）を求める（本基準については、医療分野には適用されない。）。
 （※）従業員が50人以上の事業所に選任義務あり

■事業継続計画（BCP）の作成

ステップⅢ：特定接種対象者

登録事業者の接種数の基本的な算定式



↓
 登録の基になる業務従事者総数は全業種で約2,120万人と推計

- ①のイメージ案(電気事業者の例)
- ①電気の安定的・適切な供給に直接従事する者
 ○下記の業務に直接従事する者
1. 発電所・変電所の運転監視、補修・点検、故障・障害対応、燃料受入れ
 2. 電力系統の運用
 3. 通信システムの維持・監視
 4. 緊急時対応業務
- ※ヒアリング資料の例

③ 発生状況やワクチンの製造・製剤化のスピード、国民の住民接種の緊急性等を考慮し、発生時に基本的対処方針諮問委員会の意見を聴いて政府対策本部が最終決定する特定接種のワクチンの総数を基に、総枠調整を行う。
 初回の登録の際は、暫定的に特定接種の一定の総枠を想定して、総枠調整率を設定したうえで登録する。

医療関係者への要請・指示、補償について【第31、46、63条】

医療の要請、指示について

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者（疑い患者を含む）に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。（第31条第1項、第2項、第46条第6項）
 - 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。（法第31条第3項）
 - 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。（予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外）（第63条）
- ※1 医療や特定接種・予防接種を行うよう要請する対象は、医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者の要請するもの。
- ※2 この要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等は、政令等によって定められる

医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等の範囲

医師	助産師	臨床検査技師
歯科医師	看護師	臨床工学技士
薬剤師	准看護師	救急救命士
保健師	診療放射線技師	歯科衛生士

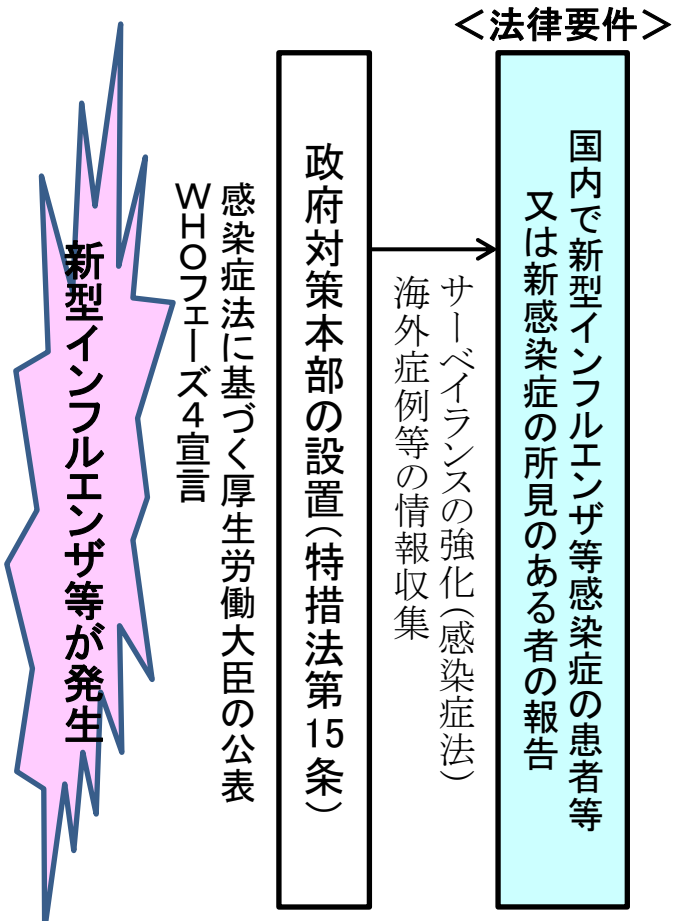
医療の実施の要請等と損失補償、損害賠償について

	第31条(医療等の実施の要請等)			
	第31条第2項	第31条第2項 (第46条第6項での準用を含む。)	第31条第3項	
	● 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療	● 予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種(第46条)	● 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療	● 予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種(第46条)
	要請*	要請*	指示**	
第62条第2項 (損失補償等)	○	○	○	
第63条 (損害賠償)	○	×	○	×

*「要請」とは、一定の行為について相手方に好意的な処理を期待することであり、当該要請に応じて医療の提供等を行う医療関係者は、自らの自発的意志によって行うことになる。

**「指示」とは、一定の行為について方針、基準、手続等を示してそれを実施させることをいい、指示を受けた医療関係者は、法的に当該指示に従う義務が生じる。ただし、本法においては、当該指示に従わなかった場合であっても、罰則規定は置いていない。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言【第32条】



国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 I)
重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断
※感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

- (政令要件 II)
- ①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた原因が特定できない場合
 - or
 - ②上記①の場合のほか、患者等が不特定の者に対して感染させる行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断

②のケースであっても、早期の行政的な介入が必要

感染を防止するための施設使用制限等について【第24、45条】

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※ 特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。
特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

(区分1施設)

これまでの研究により感染リスクが高い施設等
→使用制限も含め最優先で対応が必要

学校・保育所等

要請・公表
(第45条)

指示・公表(第45条)

(区分2施設)

社会生活を維持する上で必要な施設
→使用制限以外の措置。

病院
食料品店
銀行、工場
事務所等

要請
(第24条第9項)

(区分3施設)

運用上柔軟に対応すべき施設
→できる限り使用制限以外の措置
必要な場合には要請等を公表

大学等、劇場
運動・遊戯施設
集会・展示施設
百貨店
(食品売場等を除く)
娯楽施設等

①
要請
(第24条第9項)

②要請・公表(第45条)

1000㎡

指示・公表(第45条)

1000㎡

③特に必要がでた場合において定める施設

施設の使用制限以外の措置

- ・ 入場制限など施設利用者が互いに接触・接近しないようにするために必要な措置の実施
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築
- ・ その他必要な措置として告示に定めるもの

臨時の医療施設について【第48条】

医療の医療施設における医療の提供等

- 都道府県知事は、区域内において医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、都道府県行動計画で定めるところにより、臨時の医療施設を開設し、医療を提供しなければならない。(第48条第1項)
- 臨時の医療施設については、医療法、消防法、建築基準法、景観法による技術的基準の規定を適用しない。(第48条第3～5項)
- 施設開設に必要な場合には、土地、家屋又は物資の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができる。正当な理由がないとき又は所在不明のため同意を求めることができないときは、同意を得ずに使用することができる。(第49条)
- 既存の医療施設について、緊急事態における医療提供を行うために病床数等を変更する場合には、医療法の許可を不要とし、変更内容の届出でよいこととする。(第48条第6項、第7項)

医療の医療施設等にかかる主な適用除外法令

・消防法 第17条第1項

病院の関係者は法令に定められた消防用設備等※1消防の活動のために必要とされる性能を有するように、法令で定める技術上の基準により設置し、及び維持しなければならないとされている。

・消防法 第17条第2項

市町村は当該自治体の実情により、消防用設備等の技術上の基準に関して、当該法令の規定と異なる規定を設けることができる。

☞ **特措法第48条第3項では、臨時の医療施設等について上記消防法の規定を適用しなくても良いとされており、その代わり特定都道府県知事(臨時の医療施設の設置者)は、同法に準拠した基準を定め、災害防止や安全確保等の措置を講じなければならないとされている。**

・建築基準法 第85条第1項

非常災害発生時に建築される応急仮設建築物については、一定の条件の下に建築基準法令を適用しなくてもよいこととされている。

・建築基準法 第85条第3項、第4項

上記応急仮設建築物は3カ月までは、別途行政機関の許可を得ることなく存続することができ、また行政機関が存続許可を行う場合には2年以内に限り行うことができる。

☞ **特措法第48条第4項では、臨時の医療施設等について上記建築基準法を準用することとされている。**

・医療法 第4章関係

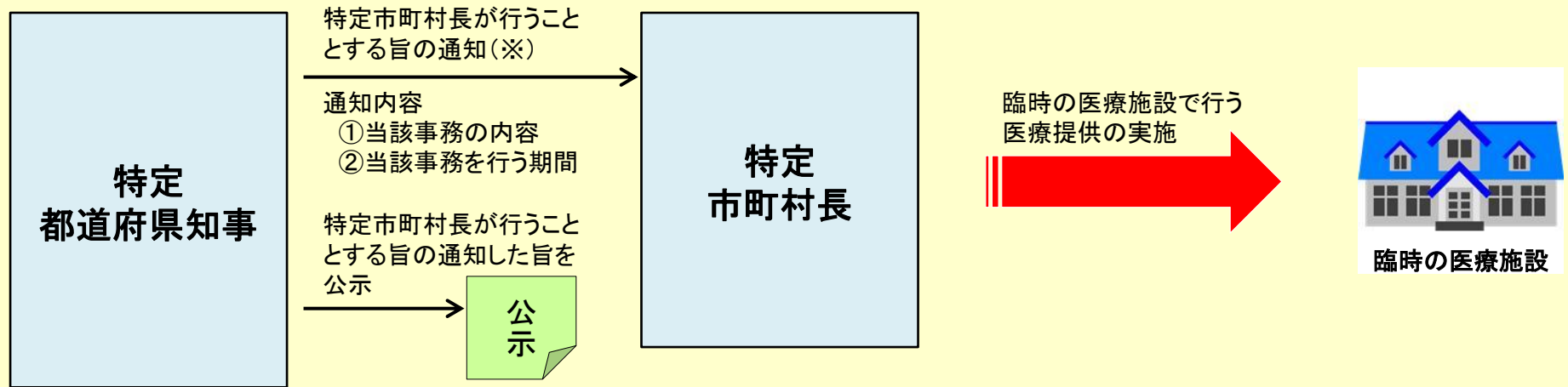
病院、診療所等にかかる開設、管理、監督等についての規定

☞ **特措法第48条第5項では、臨時の医療施設等について上記医療法の規定を適用しないこととされている。**

○ 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、臨時の医療施設で行う医療提供の実施に関する事務の一部を特定市町村が行うこととすることができる。(特措法第48条第2項)

<政令で定める手続きの流れ>

法第48条第2項の規定により臨時の医療施設に係る事務の一部を特定市町村長が行うこととした場合においては、法の規定中当該事務に係る当該特定都道府県知事に関する規定は、特定市町村長に関する規定として特定市町村長に適用があるものとする。



※都道府県は、例えば市町村の意見を聴いた上で都道府県行動計画に定める等、事前に市町村と十分な協議が行うことが基本である。

通知内容

①当該事務の内容

- ・臨時の医療施設の開設
- ・土地等の使用(法第49条関係)
- ・公用令書の交付(法第71条関係)
- ・立入検査等(法第72条関係) 等

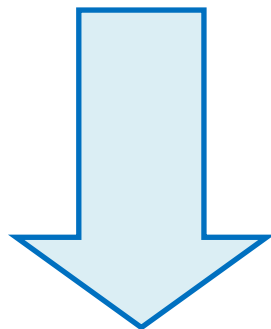
通知内容

②当該事務を行う期間

- ・原則として2年を限度とする。
- 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する期間は2年を超えてはならない(法第32条第2項)
- ・法第32条第3項の規定により、その期間が延長される場合にあっては、1年を超えない範囲で延長することとする。

法第55条

- 特定都道府県知事、指定(地方)行政機関の長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な物資(特定物資)について、その所有者に対して、売渡しの要請・収用、保管命令をすることができる。



○特定都道府県

その区域の全部又は一部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域内にある市町村(特定市町村)の属する都道府県をいう。

○特定物資

新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。)であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

政令

特定物資は以下のとおりとする。

- ① 医薬品(抗インフルエンザ薬については、厚生労働大臣が措置を行う場合に限る。)
- ② 食品
- ③ 医療機器その他衛生用品
- ④ 燃料
- ⑤ その他内閣総理大臣が定めるもの(発生時において想定外の物資が必要となった場合の対応を可能とするもの)

財政上の措置等について【第62、63条】

新型インフルエンザ等対策や新型インフルエンザ等緊急事態において、本法に基づく処分又は要請・指示により生じた損失や損害については、以下のような補償を講じる。

1 損失補償等

- 特定検疫等において検疫対象者の増加により停留を行うことが困難な場合の病院・診療所・宿泊施設の使用(第29条第5項)、臨時の医療施設を開設するための土地・家屋・物資の使用(第49条)、医薬品・食品その他の物資の収用・保管(第55条第2項、第3項、第4項)の処分により**通常生ずべき損失**
- 都道府県知事からの要請・指示に応じて、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)への医療の提供を行う(第31条第1項)、又は**特定接種の実施に関し必要な協力を行う(第31条第2項)医師、看護師等医療関係者に対する実費の弁償**(政令でその基準を定める)

<損失補償等について>【案】

- イ 日当 都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療従事者の給与を考慮して定める。
- ロ 割増手当 都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療従事者の時間外勤務手当の算定の例に準じて算定する。
- ハ 旅費 都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員である医療従事者の旅費の算定の例に準じて算定する。

2 損害補償

- 都道府県知事からの要請・指示に応じて、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)への医療の提供を行う(第31条第1項)医師、看護師等医療関係者が、**そのために死亡、負傷若しくは疾病にかかり又は障害の状態になったとき、その者又は遺族若しくは被扶養者がこれを原因として受ける損害を補償**

<損害補償について>【案】

損害の補償の額は、災害対策基本法施行令中、扶助金に係る規定の例により算定。

【参考:災害対策基本法、国民保護法において規定されている扶助金】

療養扶助金	休業扶助金	障害扶助金	遺族扶助金	葬祭扶助金	打切扶助金
-------	-------	-------	-------	-------	-------

3 地方の費用負担

- 住民に対する予防接種 : パンデミックワクチンの接種。全国民向け
 - ・実施主体割合:市町村
 - ・費用負担割合:原則 国1/2 都道府県1/4 市町村1/4
 - ※予防接種法の新臨時接種並び ※国費の嵩上げ措置あり ※健康被害救済についても同様
- 登録事業者の従業員等への特定接種 : プレパンデミックワクチンの接種
 - ・実施主体:国家公務員・民間事業者は国、地方公務員(都道府県職員)は都道府県、地方公務員(市町村職員)は市町村
 - ・費用負担割合:実施主体が全額負担 ※健康被害救済についても同様
- その他(臨時の医療施設における医療提供、医療関係者の損害補償、埋葬・火葬 等)
 - ・実施主体割合:都道府県
 - ・費用負担割合:原則 国1/2 都道府県1/2 ※国負担は災害救助法並び ※国費の嵩上げ措置あり

